

公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団
第1回理事会議事録

- 1 日 時 平成28年6月14日(火) 午後1時30分～午後2時35分
- 2 場 所 名古屋ガーデンパレス5階 梅の間(名古屋市中区錦3-11-13)
- 3 理事現在数及び定足数

現在数11名、定足数6名

- 4 出席者 9名

(本人出席) 伊藤 聡、伊藤 靖祐、齋藤 善郎、伊藤 園子、水田 泰賢
松岡 明範、長岡 龍男、新美 理、磯野 おわ

(欠 席) 水谷 弘正、金仙 直宏

(監事出席者) 河本 力、安井 信久

- 5 その他の出席者

(事務局員) 田中 義広、大塚 あゆみ

- 6 議 案

- (1) 第1号議案 平成27年度 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団事業報告書承認の件
- (2) 第2号議案 平成27年度 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団収支決算承認の件
- (3) 第3号議案 評議員会の開催日及び議案について
- (5) 第4号議案 その他

- 7 議事の進行等

- (1) 議事の進行

定款第39条の規定により、理事長伊藤 聡が議長となり議事を進行した。

- (2) 定足数の確認

理事現在数11名中 9名の出席があり、定款第40条の規程により、理事会は有効に成立していることを確認した。(理事現在数11名のうち定足数6名、午後1時30分現在出席者9名、欠席者2名
合計11名)

- (3) 議事録署名人

公益財団定款第41条2項の規程に基づき、出席した理事及び監事全員の議事録への記名押印とした。

- 8 議事の経過の概要及び議案別議決の決議

- (1) 第1号議案 平成27年度 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団事業報告書承認の件

議長の指示により事務局が平成27年度公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団事業報告書について資料に基づき説明した。

質問、意見を求めたが、特段なにもなく議長は第1号議案について賛否を求めたところ、出席理事全員の挙手により原案のとおり承認された。

- (2) 第2号議案 平成27年度 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団収支決算承認の件

平成27年度公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団収支決算について資料に基づき説明があった。

(伊藤理事長)

退職金要支給額に対する支払資金の割合が平成13年度約39%だったものが平成27年度約79%に回

復しました。ただ、時価会計により時価で評価していますので、実際より少し良い結果になっていると思われます。

当財団は資産が50億円を超えるため、会計監査人の監査報告書を添付しております。

議長は、監査結果の報告を河本監事をお願いした。

(河本監事)

平成28年6月7日に安井監事と理事長、遠山監査人、事務局同席のもとに監査を行った結果、執行は適正であったことを報告します。

質問、意見を求めたが、特段になにもなかったため、議長は第2号議案について賛否を求めたところ、出席理事全員の挙手により原案のとおり承認された。

- (3) 第3号議案 評議員会の開催日及び議案について
資料に基づき説明があった。

意見、質問を求めたが、特段になにもなかったため、議長は第3号議案について賛否を求めたところ、出席理事全員の挙手により原案のとおり承認された。

- (4) 第4号議案 その他

第4号議案として定款第3条に基づく私立幼稚園関係団体の認定について提案します。

(伊藤理事長)

学校法人「みそのラファエル幼稚園」が社会福祉法人へ事業譲渡し、新たに幼保連携型認定こども園「みそのラファエルこども園」として開設しました。社会福祉法人の認定こども園になりますと、日本私立学校振興・共済事業団に加入することが出来ないため、当財団の定款で日本私立学校振興・共済事業団に加入している幼稚園には該当しなくなります。しかし、当財団定款第3条にこの法人は、愛知県内に私立幼稚園等を設置しているもの（以下「設置者」という。）及び私立学校の振興を目的とする団体であって理事会の認定を受けた私立幼稚園関係団体（以下「幼稚園関係団体」という。）に対し、退職手当資金を給付しとあります。最初に記載してあります、愛知県内に私立幼稚園等を設置しという項目には該当しませんが、教職員を救済する方法としては、私立学校の振興を目的とする団体であって理事会の認定を受けた私立幼稚園関係団体に該当するのではないかと考えます。

現在当財団に加入している「みそのラファエル幼稚園」の教職員に限り「みそのラファエルこども園」でも引き続き加入できることとし、今後新たに採用される教職員の加入は認めないものとする。という内容の審議をお願いします。

質問・意見を求めた。

(安井監事)

「みそのラファエル幼稚園」は解散するのですね。

(伊藤理事長)

学校法人を廃止し、社会福祉法人みその児童福祉会に事業譲渡します。

(安井監事)

事業譲渡とは事業として一塊の資産等を移動するのです。財産しか移動しないので職員はそこで終了します。職員の地位をどのように移動したのかなと思います。拡張解釈としてこの団体を定款の「私立学校の振興を目的とする団体であって理事会の認定を受けた私立幼稚園関係団体」に当てはめるとすると、ここで言う社会福祉法人「みそのラファエルこども園」を関係団体として認定することになり、その職員全員が当財団の対象者となります。

(伊藤理事長)

「みそのラファエルこども園」の加入は認めるのですが、但し書きとして「事業譲渡以前（平成28年3月31日以前）より加入していた教職員に限る」と明記します。

なお、愛知県教育委員会、私学振興室からは定款改定の必要はなくこの項目でよいと言われていました。

本日、理事会において、社会福祉法人「みそのラファエルこども園」が定款第3条に記載されている私立学校の振興を目的とする団体と認可されましたら、既に財団に加入している職員に限定して財団の加入を認めるという文章を出します。

議長は、第4号議案について賛否を求めたところ、出席理事全員の挙手により原案のとおり承認された。

9 その他
特になし

以上をもって議案の審議等を終了したので、午後2時35分、議長が本会議の閉会を宣言した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した理事長、理事及び監事は記名押印する。
平成28年 6月 14日

理事長	伊藤 聡	
常務理事	伊藤 靖祐	
常務理事	齋藤 善郎	
理事	伊藤 園子	
理事	水田 泰賢	
理事	松岡 明範	
理事	長岡 龍男	
理事	新美 理	
理事	磯野 おわ	
監事	河本 力	
監事	安井 信久	